

国家戦略特区

京都府は平成26年5月から国家戦略特区に指定されています



＜募集中＞

「規制緩和メニューを活用して事業を実施したい方」「新たな規制緩和が必要となる事業をお考えの方」のアイデアを募集しています。

国家戦略特区とは

産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点形成を形成する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進することを目的とした制度です。

京都府・大阪府・兵庫県は関西圏として平成26年5月に国家戦略特区に指定されており、特区（京都府）内において、国から認定された事業は、

①規制の特例措置②税制支援③利子補給が受けられます。



◆問い合わせ先◆

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 特区・イノベーション推進担当

電話：075-414-4849 FAX：075-414-4842

URL:<http://www.pref.kyoto.jp/toc/>

国家戦略特区 規制緩和メニュー

京都府全域が国家戦略特区に指定されており、京都府内で実施する事業に対し下記の規制緩和メニューが活用できます。
なお、メニュー活用にあたっては、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

平成29年12月現在

【都市再生】	
容積率・都市計画 ワストップ	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し(8) <ul style="list-style-type: none">・居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。<ol style="list-style-type: none">(1) 民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業)(2) 土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業)(3) 都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業)(4) 開発行為の許可(国家戦略開発事業)(5) 都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業)(6) 市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業)・特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワストップ)。国家戦略建築物整備事業)・グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業)
エリアマネジメント	エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和) 国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。
航空法	航空法の高さ制限に係る特別 建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。
汚染土壌	汚染土壌撤出時認定調査の調査対象項目を限定 国家戦略特区内において自然由来特別区域内から区域外へ土壌を撤出する際に行う認定調査の調査対象項目は、区域指定対象物質に限る。
【創業】	
開業ワストップ	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワストップセンターの設置 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
公証人	公証人の公証役場外における定款認証 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
空港アクセス	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和 ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を(30→7日前)短縮。
官民人材	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化(2) <ul style="list-style-type: none">・スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。・国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。
NPO	NPO法人の設立手続きの迅速化 ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。
信用保証(一般社団等)	一般社団法人等への信用保証制度の適用 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関から円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする
テレワーク	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。
【外国人材】	
家事支援外国人材	外国人家事支援人材の活用 女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。
創業外国人材	創業人材等の多様な外国人材の受入れ促進 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。
クールジャパン外国人材	クールジャパン外国人材の受入れ促進 アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進 クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。
外国人雇用相談	外国人を雇用しようとする事業者への援助(相談センターの設置) 国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的な事例の整理・分析を行う。
農業支援外国人材	農業支援外国人材の受入れ 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。
【観光】	
旅館業法	滞在施設の旅館業法の適用除外 国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行うおうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
旅館業法(宅建法)	旅館業法の特別対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化 国家戦略特区における旅館業法の特別の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。
古民家(旅館)	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外 地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。
自家用自動車	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
出入国手続き	民間と連携した出入国手続き等の迅速化 外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。
道の駅	道の駅の設置者の民間拡大 国家戦略特区においては、「道の駅」の設置主体を、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者にも拡大する。
旅行業務取扱管理者試験	農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除 観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。

【医療】	
外国医師	国際医療拠点における外国医師の診療・外国看護師の業務解禁 二国間協定に基づく外国医師については、従来、自国民のみを診療することに限る取扱いと整理されていたところ、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。
臨床研修	外国医師診療所 臨床研修制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むのであれば、「単独の診療所」にも拡充。
病床	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の新設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
保険外併用	保険外併用療養の拡充 臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。
医学部	医学部の新設 「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
医療法人	医療法人の理事長要件の見直し 医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。
粒子線	粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例 海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理学の専門家が入国する場合、在留期間を最長2年とする。
iPS	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁 採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。
遠隔服薬指導	テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例 特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住するものに対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。
医療機器相談	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。
医薬品相談	革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助（革新的な医薬品の開発迅速化） 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター（拠点担当コーディネーター）を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。
可搬型PET	陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業 可搬型の陽電子放射断層撮影装置（可搬型PET）装置の開発を促進するため、磁気共鳴画像診断装置使用室において、PET薬剤が投与された患者等に対して可搬型PET装置を用いた撮影が可能。
【介護】	
ユニット型指定介護	ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例 国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする。
【保育】	
地域限定保育士	「地域限定保育士」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む） 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。 多様な主体による地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。
小規模認可保育所（対象年齢）	小規模認可保育所における対象年齢の拡大 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする。
【雇用】	
雇用条件	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。
障がい者雇用	障がい者雇用に係る雇用率算定の特例の拡充 障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。
【教育】	
公設民営学校	公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置） グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
獣医学部	獣医学部の新設 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）」に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するための獣医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
【農業】	
農業委員会	農業委員会と市町村の事務分担 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
企業農地取得	企業による農地取得の特例 農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への転移など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。
信用保証（農業）	農業への信用保証制度の適用 農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関から円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
農家レストラン	農家レストランの農用地区域内設置の容認 農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。
国有林野（面積）	国有林野の貸付面積の拡大 国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積（現行5ha）を拡大。
国有林野（貸付対象）	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
漁業生産組合	漁業生産組合の設立要件の緩和 漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件（現行7人以上）を緩和。
【近未来技術】	
特定実験試験局	電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮 電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給について原則「即日」で行う。
近未来技術実証ワンストップ	自動走行や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 自動走行やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。

税制支援

①特別償却・税額控除

平成30年3月31日までに特区内で、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除が受けられます（別途金融機関と国の審査も必要）。

★対象事業（1，2のいずれかに該当）★

1. 国家戦略特区法における規制の特例措置（中面参照）の適用を受ける事業
2. 国家戦略特区施行規則第1条に規定する事業（下記税制・金融支援対象事業参照）を指定金融機関からの借入れにより実施する事業

項目	対象資産	特例措置	
①特別償却、特別控除	機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上)	特別償却	50%
		税額控除	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物 (1億円以上)	特別償却	25%
		税額控除	8%

②研究開発税制の特例（法人税）

＜加えて 特定中核事業（先端的技術を活用した医療分野等）の場合＞

上記①の特別償却の適用を受ける開発研究用資産について、特別償却に加え、その減価償却費20%の税額控除が可能。

③固定資産税の特例（特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業）

国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準が最初の3年間価格の2分の1となる。

利子補給

国家戦略特区の認定区域計画に定められているベンチャー企業・中小企業等が、国家戦略特区法に規定する事業を内閣総理大臣が指定する金融機関から資金の借入れを受けて実施する場合、国の予算の範囲内において国家戦略特区支援利子補給金が受けられます。

★対象事業★ 施行規則第1条に規定する事業（下記表）のいずれかに該当し、指定された金融機関から資金貸し付けを行う事業

☆内 容 ☆ 利子補給率：指定金融機関の融資に対し**最大0.7%**の利子補給
支給期間：金融機関の貸付日から起算して**5年間**

※指定金融機関一覧は内閣府地方創生推進事務局ホームページの「国家戦略特区支援利子補給金関係」をご覧ください。

税制・金融支援対象事業

国家戦略特別区域法施行規則で定められた対象事業（概要）

医療	
高度な医療に係る医薬品、医療機器の研究開発等	医療情報システムの研究開発等
再生医療の研究開発等	高度医療施設等の整備・運営等
医療、介護用ロボットの研究開発等	高度医療施設等に近接した宿泊施設等の整備・運営
高度医療に係る治験・臨床研究等	外国人患者の受入に必要な手続き代行等
国際ビジネス	
多国籍企業等の統括事業	外国語対応医療施設
国際会議場等の設備整備・運営等	インキュベーションオフィス
国際会議等の参加に必要な手続き代行等	ビジネス等コンシェルジュ
インターナショナルスクール等	外国人中長期滞在施設
農業	
付加価値の高い農林水産物・加工食品の研究開発等	
特定中核事業	
国際競争力の高い医薬品の研究開発等	医療機器の先端的な研究開発
先端的な再生医療の研究	革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発

京都で活用 している特例 (8事業)

保険外併用療養の拡充

臨床研究中核病院等において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。
(京都大学医学部附属病院 H26.9.30認定)

iPS細胞由来の血小板製剤 供給事業（課税の特例措置）

安全性が高く、安定供給が可能な医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒトiPS細胞から、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発に対する課税の特例措置。
(株)メカカリオン H27.3.19認定)

iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料とした製品は、血液製剤等に限定されているが、iPS細胞から製造する試験用細胞等を製造・販売することを可能となる。(株)iPSポータル H27.9.9認定)

特定実験試験局制度に 関する特例（2事業）

電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。(三菱重工業(株)&京都大学、パナソニック(株)&京都大学 H28.4.13認定)

医療機器業事相談

臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、(独)医薬品医療機器総合機構の担当者が必要に応じて出張して特区事前相談及び特区フォローアップ面談を実施する。(京都大学医学部附属病院 H29.12.15認定)

陽電子放射断層撮影装置 使用柔軟化事業

可搬型の陽電子放射断層撮影装置(可搬型PET)装置の開発を促進するため、磁気共鳴画像診断装置使用室において、PET薬剤が投与された患者等に対して可搬型PET装置を用いた撮影が可能。(京都大学医学部附属病院 H30.3.9認定)

農業支援外国人材の受入れ

産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。(京都府 H30.3.9認定)